



第六ものとする	申請	ししくは長が前条第二項の規定になくった定による指示に従わないと認めるとき
第二項	申請	ししくは長が前条第二項の規定になくった定による指示に従わないと認めるとき
前条	設置者	申請書を、行政庁に提出し書面により、なければならぬ。この場合行政庁に申し合において、当該設置者が出るものとす学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない
	所管大臣	申請書を、行政庁に提出し書面により、なければならぬ。この場合行政庁に申し合において、当該設置者が出るものとす学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない

**第九條** 前各条に定めるもののほか、申請書の添付書類その他学校養成施設の認定に關して必要な事項は、主務省令で定める。  
(行政庁等)

**第十條** この政令における行政庁は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 法第二條第一項及び法第十八條の二第一項の規定による学校の認定に關する事項 文部科学大臣

二 法第二條第一項の規定による厚生労働大臣認定養成施設の認定及び法第十八條の二第一項の規定による同項に規定する養成施設の認定に關する事項 厚生労働大臣

三 法第二條第一項の規定による同項第二号に定める養成施設の認定に關する事項 都道府県知事

2 この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。

**第十一條** 法第二條第七項の政令で定める受験手数料の額は、一万四千四百円とする。

(免許に關する事項の登録等の手数料)  
**第十二條** 法第三條の二十四第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 あん摩マツサージ指圧師、はり師又はききゅう師の登録を受けようとする者 五千六百円  
二 あん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証若しくはききゅう師免許証又はあん摩マツサージ指圧師免許証明書、はり師免許証明書若しくはききゅう師免許証明書(次号において「免許証等」という。)の記載事項の変更を受けようとする者 三千円  
三 免許証等の再交付を受けようとする者 三千円  
(行政処分に關する通知)

**第十三條** 都道府県知事は、他の都道府県知事に對し法第十二條の二第一項の届出を行った者について、その業務を禁止したときは、その業務の全部若しくは一部を禁止したときは、その届出を受理した都道府県知事に、その処分の年月日並びに処分の事由及び内容を通知しなければならない。  
(事務の区分)

**第十四條** 第二條後段、第三條第一項後段及び第二項後段、第四條第一項後段並びに第七條後段の規定により都道府県が処理することとされていゝ事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。  
(権限の委任)

**第十五條** この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

**附則 抄**  
1 この政令は、平成四年十月一日から施行する。  
**附則 抄**  
1 この政令は、平成四年十月一日から施行する。  
**附則** (平成九年三月二四日政令第五七号) 抄  
1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。  
**附則** (平成一二年二月八日政令第三九三号) 抄  
1 この政令は、平成一二年四月一日から施行する。  
**附則** (平成一二年三月一七日政令第六五号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。  
**附則** (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。  
**附則** (平成一六年三月一九日政令第四六号)  
この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。  
**附則** (平成二三年八月三日政令第二四八号)  
この政令は、公布の日から施行する。  
**附則** (平成二七年三月三一日政令第一二八号) 抄  
この政令は、平成二七年四月一日から施行する。  
(処分、申請等に關する経過措置)  
**第四條** 附則第二條第一項及び前條第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。  
2 附則第二條第二項及び前條第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に對し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていゝないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていゝないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

**附則** (令和元年八月七日政令第七二号)  
この政令は、令和元年九月二日から施行する。